

新潟市道路除雪機械購入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 新潟市道路除雪機械購入補助金の交付に関しては、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号）によるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「除雪協力業者」とは、新潟市と道路除雪業務委託契約を締結し、新潟市管理道路の除雪業務を行う業者（以下「業者」という。）をいう。

(補助の対象事業)

第3条 この要綱による補助の対象となる事業は、業者が行う道路除雪機械の購入（以下「道路除雪機械購入補助事業」という。）とする。

(補助金の交付)

第4条 市長は、道路除雪機械購入補助事業に要する経費に対し、予算の範囲内において道路除雪機械購入補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(補助対象経費等)

第5条 この要綱による補助金の対象となる経費、補助金の補助率及び限度額並びに補助の要件は、別表のとおりとする。

(交付の手續及び決定)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請事業者」という。）は、市長が別に定める日までに、新潟市道路除雪機械購入補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 購入機械の見積書（内訳のわかるもの、更新対象機械の売払いはある場合は売却額がわかるものを含む）
- (3) 購入機械のカタログ又は写真等
- (4) 除雪協力承諾書（様式第3号）
- (5) 更新対象機械の車検証（除雪機械を更新する場合）

- (6) 市税の納税証明書（市制度用）
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により申請書が提出された場合は、その申請内容が適正かつ妥当であるかどうかを審査し、適当と認めるときは、必要に応じて新潟市道路除雪機械購入補助金交付審査要領に基づく審査を行い、補助金の交付を決定するものとする。この場合において、市長は、必要に応じ条件を付し、又は当該条件を変更することができる。

3 市長は、前項の規定による決定（以下「交付決定」という。）をしたときは、新潟市道路除雪機械購入補助金交付決定通知書（様式第4号）により、当該交付申請事業者に通知するものとする。

（届出）

第7条 前条第3項の規定による通知を受けた交付申請事業者（以下「交付決定事業者」という。）は、前条第1項の申請書及び添付書類の内容を変更し、又は当該事業を中止しようとするときは、その旨を市長に届け出てその承認を得なければならない。

（実績報告）

第8条 交付決定事業者は、道路除雪機械を購入したときは、新潟市道路除雪機械購入補助事業完了実績報告書（様式第5号）（以下「実績報告書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 契約書の写し（原本証明したもの、更新対象機械の売払いがある場合は売払いの契約書を含む）
- (3) 納品書、請求書及び領収書又はこれらに代わるものの写し
- (4) 購入機械の車検証の写し
- (5) 竣工写真（附属品を装備し、前後側の三面から撮影したもの）
- (6) 公表内容を証明できる資料
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 実績報告書の提出期限は、事業完了の日から起算して60日を経過した日又は交付決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日とする。

- 3 購入した道路除雪機械の納車の遅延等により、実績報告書を交付決定を受けた日の属する年度の末日までに提出できないと見込まれる場合、交付決定事業者は交付決定を受けた年の12月末日までに、各区建設課にその旨を報告しなければならない。
- 4 前項の規定による報告を行った場合、実績報告書の提出期限は、第2項の規定にかかわらず、事業完了の日から起算して60日を経過した日とする。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、実績報告書が提出された場合は、その内容その他必要事項を審査し、実物を検査の上、補助金の額を決定するものとする。

2 補助金の額は、補助対象経費に別表の補助率を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）又は限度額のいずれか低い額とする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の額を確定したときは、新潟市道路除雪機械購入補助金額確定通知書（様式第6号）により交付決定事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 前条第3項の規定による通知を受けた交付決定事業者は、すみやかに新潟市道路除雪機械購入補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受理した後、補助金を交付するものとする。

(譲渡の制限)

第11条 交付決定事業者は、補助事業の完了の年度の末日から起算して6年を経過する日までの間（以下「譲渡制限期間」という。）は、購入した道路除雪機械を譲渡し、交換し、又は廃棄することができないものとする。ただし、第6条第2項の規定により譲渡制限期間を変更した場合は、この限りでない。

(交付決定の取消し)

第 1 2 条 市長は、交付決定の後、交付決定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 補助事業の目的に反したとき。
- (4) 第 8 条に規定する報告を怠ったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特にその必要があると認めるとき。

(補助金の返還)

第 1 3 条 市長は、前条の場合において既に補助金を交付した交付決定事業者に対して、期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

(報告の徴収)

第 1 4 条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業に関し、交付決定事業者から報告を求め、又は職員に調査若しくは検査をさせることができる。

(委任)

第 1 5 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

(適用期間)

2 この要綱の適用期間は、令和 8 年 3 月 3 1 日までとする。

附 則

この要綱は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する

別表（第5条及び第9条関係）

補助金	対象経費	補助率	限度額	補助要件
<p>道路除雪機械購入補助金</p>	<p>ホイールローダ（トラックショベル）、ドーザ、グレーダ、ロータリ、除雪トラックに係る以下の購入費</p> <p>① 既存の業者機械（新潟市と道路除雪業務委託契約を締結している機械）との入れ替え機械の購入費（機械購入年度内に既存の業者機械の売払がある場合は、売却額を差し引いた額とする）</p> <p>② 機械購入年度の新潟市管理道路の除雪を実施するために新たに必要な機械として新潟市長が認めた機械の購入費</p>	<p>対象経費の1/3以内</p>	<p>200万円/台</p>	<p>① 補助事業の完了の年度の末日から6年を経過する日までの間は、補助対象道路除雪機械により新潟市管理道路の除雪を行うこと。</p> <p>① 購入機械が中古車である場合は、その初年度登録の日から起算して補助金を申請する年度の末日までの期間が、次に掲げる機種ごとに定めた年数以内の機械であること。</p> <p>ア ホイールローダ及びドーザ8年 イ グレーダ10年 ウ ロータリ及び除雪トラック9年</p> <p>② 既存の業者機械は、登録年数が15年以上であること。</p> <p>③ 市税を完納していること。</p>